

呉市公共施設等総合管理計画の見直しについて

1 経緯

令和3年1月の総務省自治財政局財務調査課長通知（以下「総務省通知」といいます。）により、国（各省）が令和2年度に行ったインフラ長寿命化計画の見直しに歩調を合わせて、各地方公共団体においても公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）の見直しを令和3年度中に行うこと、その際、既に策定済の個別施設計画等を踏まえて総合管理計画を見直すよう要請がありました。

総務省通知においては、総務省が平成26年4月に示していた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「国の指針」といいます。）を平成30年2月に改訂して追加された内容も含めて、総合管理計画の記載事項が①必須事項、②記載が望ましい事項、③団体の状況に応じて記載する事項の三つに区分されました。

改訂後の国の指針と本市の総合管理計画とを照らし合わせたところ、必須事項とされた内容のうち、国の指針の改訂により新たに追加された内容について、記載事項が不足しています。

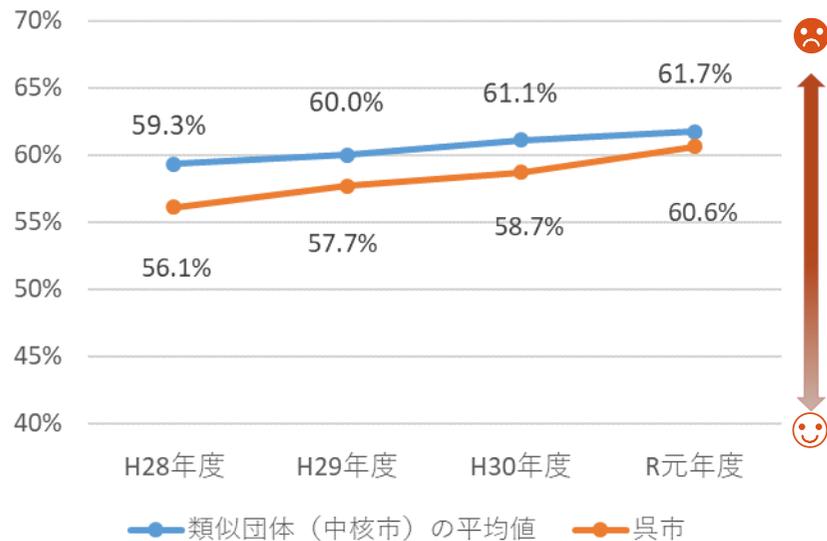
このため、令和3年3月策定の呉市公共施設に関する個別施設計画等の内容を踏まえるとともに、改訂後の国の指針に対応していない記載事項を追加することとし、当該追加情報をまとめた「追補版」を作成するものです。

2 見直しの概要

(1) 有形固定資産減価償却率の推移の追加（追補版 P11-2）

国の指針の改訂により、公共施設等の管理に当たっては地方公会計（固定資産台帳）を活用することが望ましいとされ、その具体的な活用方法として、総務省通知において資産の経年の程度を示し公共施設の老朽度を把握できる指標である有形固定資産減価償却率の推移を総合管理計画に記載することが必須事項とされました。

これを受けて、本市の有形固定資産減価償却率の推移を追加します。



？有形固定資産減価償却率とは

有形固定資産のうち建物や工作物など耐用年数のある減価償却資産について，取得価額等に対する法定耐用年数に基づく減価償却累計額の割合を計算することにより，法定耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを示す指標

$$\frac{\text{法定耐用年数に基づく減価償却累計額}}{\text{建物等の減価償却資産に係る取得価額等}} \times 100$$

資料：呉市の財務書類

(2) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等に係る記載内容の追加（追補版 P 39-2, P 39-3）

国の指針の改訂により，公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては，普通会計と公営事業会計，建築物とインフラ，維持管理・修繕，改修及び更新等の経費区分ごとに示すこととされました。

また，総務省通知により，策定済の個別施設計画等を踏まえ，長寿命化対策を反映した場合の経費の見込みと当該対策の効果額を総合管理計画に記載することが必須事項とされました。

これを受けて，本市の総合管理計画の計画期間中である令和22年度までの維持管理・更新等に係る経費の見込みについて，呉市公共施設に関する個別施設計画等の事業費を反映させた上で推計し，国が示す経費等の区分を踏まえた記載内容を追加します。

今後20年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：億円)

| | | 長寿命化対策を行った場合の試算 | | | | 長寿命化対策の効果 | | |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|--|--|---------------|
| | | 維持管理 ・修繕 ^{※1} ① | 改修 ^{※2} ② | 更新等 ^{※3} ③ | 合計 ④ (①+②+③) | 長寿命化対策を 行った場合の改 修・更新等 ⑤ (②+③) | 長寿命化対策を 行わない場合 (単純更新)の 改修・更新等 ⑥ | 効果 ⑦ (⑤-⑥) |
| 普通会計 ^{※4} | 公共施設 | 320.5 | 480.7 | 226.9 | 1,028.1 | 707.6 | 2,013.3 | △ 1,305.7 |
| | インフラ (上下水道等 ^{※6} 除く) | 172.4 | 362.5 | 35.8 | 570.7 | 398.3 | 1,852.3 | △ 1,454.0 |
| | 小計 | 492.9 | 843.2 | 262.7 | 1,598.8 | 1,105.9 | 3,865.6 | △ 2,759.7 |
| 公営事業 会計 ^{※5} | 公共施設 | 13.6 | 58.0 | 17.8 | 89.4 | 75.8 | 198.2 | △ 122.4 |
| | インフラ (上下水道等除く) | 8.6 | 11.3 | 16.0 | 35.9 | 27.3 | 15.7 | 11.6 |
| | インフラ (上下水道等) | 180.4 | 103.0 | 1,008.7 | 1,292.1 | 1,111.7 | 1,122.7 | △ 11.0 |
| | 小計 | 202.6 | 172.3 | 1,042.5 | 1,417.4 | 1,214.8 | 1,336.6 | △ 121.8 |
| 合計 | | 695.5 | 1,015.5 | 1,305.2 | 3,016.2 | 2,320.7 | 5,202.2 | △ 2,881.5 |
| 上記の内訳 (普通会計+公営事業会計) | | | | | | | | |
| 公共施設 | | 334.1 | 538.7 | 244.7 | 1,117.5 | 783.4 | 2,211.5 | △ 1,428.1 |
| インフラ (上下水道等除く) | | 181.0 | 373.8 | 51.8 | 606.6 | 425.6 | 1,868.0 | △ 1,442.4 |
| インフラ (上下水道等) | | 180.4 | 103.0 | 1,008.7 | 1,292.1 | 1,111.7 | 1,122.7 | △ 11.0 |

[長寿命化対策を行った場合の経費の見込み方]

公共施設：維持管理・修繕費は令和3年度当初予算額をベースとし、令和22年度（廃止する施設については廃止実施時期）まで継続して要する経費として計上した。

改修に係る経費については呉市公共施設に関する個別施設計画の長寿命化事業に見込んでいる改修費用を、更新等に係る経費については同事業に見込んでいる既存施設の建替費用及び解体費用を計上した。

インフラ：維持管理・修繕費は令和3年度当初予算額をベースとし、個別施設計画の点検調査等の変動要素を反映させ計上した。

改修及び更新等に係る経費については、令和3年度は当初予算額をベースとし、令和4年度以降は各インフラで定める個別施設計画や公営事業会計が定める経営戦略（財政収支計画）等に基づき計上した。

【用語説明】

| | |
|------------|--|
| ※1：維持管理・修繕 | 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修及び修繕については、補修又は修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。 |
| ※2：改修 | 公共施設等を直すこと。例えば、改修を行った後の効用が当初の効用を上回る耐震改修、長寿命化改修などを行うこと。 |
| ※3：更新等 | 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。 |
| ※4：普通会計 | 総務省による地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分で、一般会計と特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計とを一つの会計としてまとめたもの。 本市においては、一般会計、公園墓地事業特別会計、地域下水道事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が該当する。 |
| ※5：公営事業会計 | 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業等に係る会計の総称 本市においては、国民健康保険事業（事業勘定）特別会計、国民健康保険事業（直診勘定）特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業（保険勘定）特別会計、介護保険事業（サービス勘定）特別会計、駐車場事業特別会計、野呂高原ロッジ事業特別会計、港湾整備事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、集落排水事業特別会計、臨海土地造成事業特別会計、内陸土地造成事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計が該当する。 |
| ※6：上下水道等 | 水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、集落排水事業特別会計のこと。 |

(3) ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加（追補版 P49-2）

国の指針の改訂により、公共施設等の管理に関する基本的な考え方（本市の総合管理計画上は「管理における実施方針」）の中に、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、ユニバーサルデザイン化の推進方針について記載することとされました。

本市の総合管理計画では、「インフラに関する基本方針」の中で、バリアフリーやユニバーサルデザインについて記載していますが、公共施設については記載していないため、実施方針に「ユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設となるよう、バリアフリーを始めとしたユニバーサルデザイン化に努める」こと等を追加します。